

令和5年度地域コミュニティと若者をつなぐきっかけづくり事業 企画運營業務委託仕様書

1 業務の名称

令和5年度地域コミュニティと若者をつなぐきっかけづくり事業企画運營業務委託

2 業務の目的

人口減少、少子・高齢化の進行により、暮らしの基盤である地域コミュニティ機能を維持していくことが全県的な課題となっている。持続可能な地域コミュニティを実現していくためには、若者の力を生かしていくことが求められている。

そのため本事業では、令和2～4年度の事業でつながった若者同士のネットワークの強化や拡大、若者が主体となり地域とのつながりを深める地域づくりの実践を行うとともに、これらの活動が持続的な活動となるよう支援を行うことで、地域コミュニティと若者とのつながりづくりを行うことを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間 契約の日から令和6年3月11日（月）

(2) 委託業務の主な内容

- ・若者同士のつながりづくりのコーディネート
- ・若者が主体となり地域とのつながりを深める地域づくりの実践を行うにあたってのアドバイス・運営サポート
- ・若者が継続的に地域づくり活動を行うにあたっての課題等の検証
- ・上記の事業実施等を通じた、地域とのつながりの強化や地域づくり活動が持続的なものとなっていくための支援

4 業務の内容

(1) 若者同士のつながりづくりのコーディネート

令和2～4年度の事業でつながった若者同士のネットワーク（別紙1）の強化・拡大を図るため、SNSやオンラインシステムを活用して交流の場を設定（毎月2回以上）し、サポートを行う。

また、交流の場において、若者同士のネットワークへの新規参加を促すとともに、ネットワークに参画している若者を地域での実践につなげるためのイベントを行うこと。

○交流の場におけるイベントの概要

【イベントのイメージ】

- ・若者が持っている具体的なアイデアをテーマに、地域で実践するための手法について意見交換を行う。
- ・地域づくりに取り組まれている方の体験談を聞きながら、参加者とともに意見交換を行う。

等

【目的】

- ・参加した若者を『（２）地域での実践』につなげるきっかけづくり
- ・若者同士のネットワークへの新規参加の促進

【参加者のイメージ】

- ・地域づくりに一定の関心はあるものの実際の行動にはつながっていない若者
- ・現在地域づくりに携わっており、更なる向上をめざす若者
- ・地域で課題を抱える住民 等

【開催回数】

- ・令和5年11月30日（木）までに2回以上実施すること。

【その他】

- ・参加者の募集について、委託業者は募集チラシの作成を行うとともに、県及び市町と連携しながら、参加者募集を行うこと。
- ・なお、募集にあたっては、イベントへの新規参加が促進されるよう、SNS等による発信のみにとどまらず、地域づくりに関心のある若者に広く周知を図るための手法を検討すること。
- ・イベントの内容は、県に協議のうえ決定すること。

（２） 地域での実践にあたってのアドバイス・運営サポート

令和2～4年度の事業でつながった若者たちによる地域づくり活動（別紙2）を題材とするなど、若者が主体となった地域での実践を行うにあたり、どのようにすれば地域の人と共に活動していけるか、地域活動を持続するにはどうすればよいかなどの視点からアドバイス・運営サポートを行う。

【目的】

- ・若者の取組が地域の人に喜ばれ、達成感を得る成功体験をすることで持続的に地域づくりに関わろうと思えるきっかけづくり
- ・若者同士のネットワークの強化
- ・若者と地域が共に活動するためのノウハウを得ること

【実施内容、実施時期】

- ・実施内容、実施時期は、県と協議のうえ決定する。

【サポート体制】

本事業の趣旨をふまえ、事業の目的を達成することができるよう、イベント等の企画・運営を行う若者等に対して、情報支援や人的支援を行い、イベント企画の実施に向けたフォローを行うこと。なお、フォロー期間中の軽微な消耗品等については委託費用に含むものとする。

【その他】

- ・地域での実践の実施手法については、対面による実施を原則とするが、必要に応じ、オンラインシステムを活用するなどの対応を行う場合は県と事前協議すること。

(3) 若者が継続的に地域づくり活動を行うにあたっての課題等の検証

【目的】

- ・若者が継続的に地域づくり活動を行うにあたっての課題について、若者側と地域側双方の意見を把握し、その解消に向けた方向性を検証する。

【実施内容・実施時期】

- ・本事業により実施した具体的な地域づくり活動を取り上げ、若者側と地域側で意見交換を行うなど、双方の意見を把握し、課題の解消に向けた方向性を検証できるような手法によること。
- ・具体的な実施内容、実施時期は、県と協議のうえ決定する。

【その他】

- ・実施手法については、対面による実施を原則とするが、必要に応じ、オンラインシステムを活用するなどの対応を行う場合は県と事前協議すること。

(4) 事業全体のアドバイザーの設置

【目的】

- ・事業の目的達成に向けたコーディネートを行うとともに、事業への若者の参画を促すこと。
- ・取組に対して評価・アドバイスをを行うこと。
- ※『(2) 地域での実践』の全てのイベント等への出席を求めるものではない。
- ・令和2年度から実施してきた取組の成果や課題について検証を行い、県が設定する情報共有の場において報告を行うなど、県とともに本事業で得たノウハウや成果の波及に努めること。

【アドバイザーの要件】

アドバイザーは本事業の趣旨をふまえ、以下の全ての要件を満たす者を委託業者が提案すること。

- ・本事業に参加が見込まれる若者に対して訴求力があること。
- ・若者のつながりづくりや若者による地域づくりに関する現状や課題などに対して、深い知見を有していること。
- ・県内外で若者と共に地域づくりを実践した経験、または、若者と共に行う地域づくりに対してアドバイス等を実施した経験を有していること。また、その評価が良好であること。

(5) 報告書の作成等

ア. 各回報告書の作成

『(1) 若者同士のつながりづくりのコーディネート』におけるイベント、『(2) 地域での実践』及び『(3) 若者による地域づくり活動の課題等の検証』終了後には、概要をまとめた開催報告書を速やかに提出すること。(A4両面3～5枚程度で、日時、参加者、講演者、開催の概要等を記載したもの。)

また、県と委託事業者はSNS等を通じて本事業を発信していくため、SNS等に掲載できるよう、開催当日の様相について記録を作成すること。なお、内容については、講演者及び参加者の了承を得ること。

イ. 最終報告書の作成

本事業の成果について取りまとめの上、報告書を作成し、紙媒体(原則としてA4版、2部)及び電子データにて提出すること。

その他関係書類の提出を求める場合がある。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるものとする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県と協議のうえ決定をすること。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施すること。
- (4) 打合せや協議の内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (5) 金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。
- (6) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。